

いじめ防止基本方針



令和7年4月

摂津市立第二中学校

【 いじめの定義 】

【いじめ】とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(いじめ防止対策推進法 第二条)

上記定義に基づき、すべての生徒にとって安心できる居場所となる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で生徒への指導にあたるとともに、生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として未然防止と早期発見に努め、迅速な対応を行う。

- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ことを全教職員が認識し、早期発見に努め、迅速な対応を行う。
- 「いじめは絶対に許さない」との強い認識に立ち、生徒への指導にあたる。
- いじめは、大人の目の届きにくいところで生起することを充分認識し、学校のみならず家庭や地域と連携して積極的にいじめを認知する。
- いじめを認知した時には、いじめを受けた生徒の安全を確保し、詳細を確認したうえで、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行う。
- 教育活動全体を通じ、生徒の豊かな心の育成に取り組むとともに、主体的ないじめ防止活動を推進する。

※ いじめ対策委員会構成メンバー

校長・教頭・首席・児童生徒支援コーディネーター・養護教諭

特別支援教育コーディネーター・各学年教職員 2 名

SC・SSW 等

【 学校教育目標 】

－生きる力を育む学校－

『自主』『協同』『進取』

【 基本理念 】

いじめは、全ての生徒に起こりうる問題であり、生徒の心身に深く傷をつける重大な人権侵害事象である。本校では、全ての生徒の人権を尊重し、安心できる居場所となりうる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で生徒への指導にあたる。当然、いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許さない。いじめの問題を当事者だけの問題としてとらえるのではなく、学校全体の課題としてとらえることが重要である。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを充分認識し、学校や家庭や地域と連携して積極的に認知する。

生徒一人ひとりの小さな変化を身逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として早期かつ迅速な対応を行う。

いじめを認知した時は、いじめを受けた生徒の安全を確保し、詳細を確認したうえで、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行う。

【 いじめの防止等のための基本的な事項 】

いじめ防止対策推進法 第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

Ⅰ. 基本的な取り組み

（Ⅰ）いじめの未然防止のために

- ① 人権教育の推進
- ② 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取り組みの推進
- ③ わかる授業づくり

- ④ 社会性や規範意識の醸成（ 道德教育の推進 ）
- ⑤ 生徒会活動の活性化、体験活動の充実
- ⑥ 大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等の活用や体罰防止に関する校内研修の充実
- ⑦ インターネット等を通じて行われるいじめ防止のための情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑧ 学校だよりやホームページなどを通じたいじめに関する相談体制等の周知
- ⑨ 関係諸機関との適切な連携

（２）いじめの早期発見と迅速な対応のために

① いじめ調査等の実施

- ・ いじめアンケート実施（ 毎学期 ）
- ・ 三者懇談、各学期の振り返り など

② いじめ相談体制の充実

- ・ スクールカウンセラーの活用
- ・ 養護教諭による面談
- ・ 教育相談（個人懇談）の実施など、生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さない体制づくり

③ 情報集約の工夫

- ・ 校長・教頭または首席が情報を集約
- ・ 週１回の生活指導部会で情報共有や進捗確認
- ・ 「いじめ対策委員会」で対応方針を決定 など

2. いじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめ防止等の対策のための組織である「いじめ対策委員会」の設置

- ＜活動＞
- ① いじめ防止に関すること（生徒の変化についての情報交換）
 - ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
 - ③ いじめ事案に対する対応に関すること
 - ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

＜開催＞ 週1回の生徒指導部会を定例会とし、いじめ事案発生時は、「いじめ対策委員会」を緊急開催とする。

(2) いじめに対する対処

- ① いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに校長・教頭または首席に報告する。まず、学年で情報収集し、いじめ対策委員会を開催する。いじめ対策委員会では情報共有し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害生徒の保護者に伝える。あわせて、教育委員会に報告する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめの加害生徒には、教育的配慮の下、適切な指導をする。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置く。
- ④ いじめが確認された際は、被害生徒・保護者の不安をできる限り取り除き、寄り添った対応を行う。特に、いじめの重大事態につながるような事案については、徹底して心身を守ることを伝える。また、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤ いじめを見ていた生徒がいる場合は、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう促す。また、はやしたてるなど同調していた生徒がいた場合は、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。さらに、学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、根絶しようという態度を養う。

- ⑥ 対応や指導の途中経過を生活指導部会（「いじめ対策委員会」）で確認し、全教職員に対し必要な情報共有を行う。
- ⑦ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関との連携のうえ、直ちに削除されるよう要請する。
- ⑧ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び摂津警察署等と連携して対処し、再発防止の対処を行う。

3. 重大事案への対処

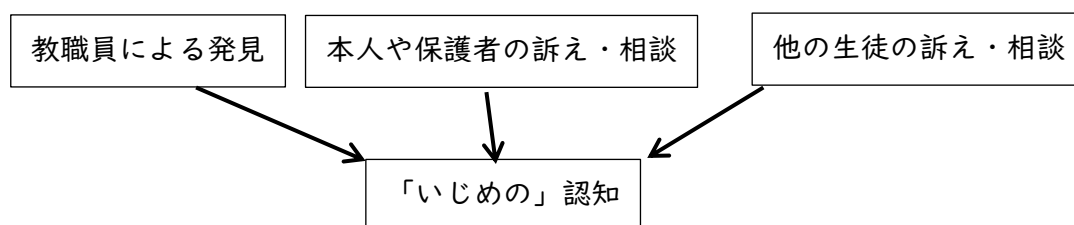
生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した時は、その旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ② 教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

「いじめ」事案への対応（摂津市いじめ防止基本方針より）

◎ 早期発見に向けて

- ・生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- ・情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める
- ・生徒との人間関係を深め、生徒の立場に立って相談に応じる
- ・被害生徒や保護者の痛みを共感する
- ・いじめは人権侵害であるという視点を持つ
- ・被害者にも原因があるという見方は厳禁
- ・いじめの背景にも目を向ける



◎ いじめ対策委員会による事実関係の把握

- ・関係者からの聴き取り（役割分担し、複数対応で行う）

教職員・保護者・加害生徒に対して被害生徒には状況に応じた対応を行う
情報の整理のため時系列メモを作成する

- ① 被害の態様（暴力、言葉等） ② 被害の状況（時、場所、人数等）
- ③ 集団の構造（被害・加害・傍観） ④ いじめの動機・背景
- ⑤ 被害生徒の状況 ⑥ 加害生徒の状況
- ⑦ 他の問題行動

- ・生徒に対する質問紙票（アンケート等）を使った調査
- ・確認できた事実関係からいじめ事象の見立て（アセスメント）を行い、指導指針（プランニング）や指導体制を決定

◎ 学校全体での対応

- ・被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針について早期に説明する
- ・被害生徒への援助・ケアを行う

- ・心理的事実を受け止める ・具体的援助法を示し、安心感を持たせる
- ・良い点を認め、自信を与える ・人間関係の構築 ・自己理解を深める

- ・加害生徒への指導を行う

- ・事実関係、背景、理由等の確認 ・不満、不安等の訴えを十分聴く
- ・被害者のつらさに気づかせる ・課題を克服するための援助を行う
- ・役割体験などを通して所属感を高める

- ・まわりの生徒への指導を行う

- ・「傍観者」や「観衆」的な立場の生徒への指導
- ・学級や学年全体に対する指導

◎ 事後の対応

- ・引き続き、被害生徒への援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う
- ・今後のいじめ再発防止のため、いじめ対策を継続する

令和 7 年度 行事予定

	学校行事	道徳	特別活動	総合的な学習	いじめ防止等の取組み
4月	入学式 始業式 二測定	教科書の教材	学級開き 委員・係決め	進路学習 修学旅行の取組み 職種体験(情報モラル)	いじめ対策委員会
5月	校外学習	教科書の教材	修学旅行の取組み 学級旗制作	修学旅行の取組み 多文化共生理解	いじめ対策委員会 学校生活アンケート
6月	不審者対応訓練 修学旅行	教科書の教材		LGBTQ理解 文化発表会の取組み	いじめ対策委員会
7月	学年レクリエーション 大掃除・終業式	教科書の教材	文化発表会に向けて	平和学習 文化発表会の取組み	いじめ対策委員会 三者懇談
8月	始業式	教科書の教材			いじめ対策委員会
9月	文化発表会	教科書の教材	体育大会に向けて	体育大会の取組み 職種体験発表	いじめ対策委員会 学校生活アンケート
10月	体育大会	教科書の教材	委員・係決め	合唱コンクールの取組み	いじめ対策委員会 教育相談
11月	合唱コンクール	教科書の教材		LGBTQ講演会 文化発表会の取組み 障がい者理解	いじめ対策委員会
12月	大掃除・終業式	教科書の教材	校外学習(キャリア)	障がい者避難訓練 キャリア教育	いじめ対策委員会 三者懇談
1月	始業式 防災訓練	教科書の教材 デートDV	校外学習(集団づくり)		いじめ対策委員会 学校生活アンケート
2月		教科書の教材 性教育	卒業式に向けて	卒業式に向けて 3年間の振り返り	いじめ対策委員会
3月	学年レクリエーション 卒業式 大掃除・修了式	教科書の教材			いじめ対策委員会 年度末総括

令和 7 年度 校務分掌表

教務部	教務係	総務部	管理営繕係
	成績・評価係		視聴覚係
生徒指導部	生徒会指導係		事務係
	生徒指導係		会計係
	教育相談係		PTA係
学習指導部	学力向上係		地域連携係(すこやか等)
	学習係		広報係
	人権係		管理係
	道徳係	その他	親睦会
	進路・学活・総合係		就職担当
	図書館教育係		アルバム
			奨学金

特別委員会	
推進委員会	管理職、首席、各部代表、学年代表、支援、生徒会係
学力向上委員会	管理職、首席、児童生徒支援C0、各学年学力向上、支援
体育大会・文化発表会企画委員会	管理職、首席、児童生徒支援C0、教務、生徒会、体育科代表、音楽科、学年代表、吹奏楽部顧問
支援教育推進委員会	管理職、支援、交流学級担任
入学式・卒業式実行委員会	管理職、首席、児童生徒支援C0、教務、学年代表、生徒会、音楽科
校区小中一貫教育推進会議	管理職、首席、児童生徒支援C0